

ふくりゅう

発行所 日本下水道文化研究会運営委員会
 発行責任者 酒井 彰(運営委員会副代表)
 発行年月日 平成11年3月10日
 印刷所 (株)愛 甲 社
 編集 小松建司 高橋敬一 斉藤由勝
 特別号(通巻15号)

なぜNPO 法人格取得を目指すのか?

1. NPO とは?

Non Profit Organization のことで、直訳すると非営利団体となります。非営利という意味では、公団などの公益法人、協同組合、労働組合、学校法人、宗教法人、農協などたくさんの団体が該当します(広義のNPO)が、これらの団体は日本の法制度の仕組みから、行政の許認可と監督のもとに置かれています。

これに対し、近年自由で自立的に活動する民間の非営利団体が増えてきました。これらの団体の活動は、保健福祉の増進、文化・芸術・スポーツの振興、まちづくり、国際協力、災害救助、環境保全、人権擁護など幅広い分野で、日本社会のいたるところで見られるようになり、このような活動は「市民(公益)活動」と呼ばれ、新聞紙上などで、こうした活動を主体的に展開している団体のことをNPOと呼んでいくようになります(狭義のNPO)。

このような団体は、なかなか、日本の法制度上で位置付けられることはありませんでした。

2. NPO 法とは?

—なぜ新たな法人制が必要になったか?—

4年前に起こった阪神淡路大震災以降、市民活動や市民活動団体の重要性に対する社会的認知が高まってきました。最近では、自発的で非営利の市民活動が、これからの時代の社会システムの重要な担い手となっていくことは間違いの無いところであろうといわれています。アメリカのNPO 法人の間では、「新しい社会を作るためのアイデアは非営利セクターから始まる」というコピーが広まっているといえます。

そして、平成10年3月市民活動を行う団体に法人格を与える制度「特定非営利活動促進法(NPO 法)」が成立しました。

これまで、わが国のNPO は、事業を行ったり、職員を雇ったり、財産を保有したりすると、とたんに法人制度という壁に突き当たっていました。それまでの制度では、容易に法人格が得られないため、団体として契約主体になれず、金融機関の口座が開けない、事業受託ができない、取引契約が結べない等の困難に直面していました。資産の面では、個人名義とならざるを得ないため、相続税の問題や相続の際トラブルが生じる可能性もありました。そして何より、永続的組織として社会的認知が得られないこと、海外から人を呼んで、国際交流を図ろうにも、団体として引受保証できないなどの問題が生じていました。また、多くの企業や財団は、助成に際して法人格があることを要件としていることから、団体の財政

面を打開する機会が限定されることになっていました。

3. 下水道文化研究会がNPO 法人格取得を目指す理由

日本下水道文化研究会を運営していく上で、こうした法人格を持ってないが故の問題は生じていました。例えば、運営費や下水道文化振興基金などの資産に関する不安を解消したり、ホームページを開設するにあたってプロバイダーとの契約を結ぶといったことは、本会が法人格取得を必要としている理由としてあげられます。しかし、そうしたことばかりでなく、前回の総会で承認された西暦2000年に向けた事業を進めていく上でも、法人格取得により会の活動基盤を確立することが必要であると考えます。

4. 法人格を取得すると —メリットと義務—

NPO 法人格を取得すれば、先にも述べたようにさまざまなメリットが得られます。しかし、こうしたメリットは何もせずに与えられるものでももちろんありません。社会的責任を負い、法人としての義務を果たすからこそ得られるわけです。つまり、メリットの代わりに責任と義務が生じてきます。このことは、官公庁への届け出などに手間とコストがかかってくることや会の活動についてもっと情報公開をしていかなければならないことを意味します。若干ではありますが、行政の監督を受けざるを得ないことと併せて、法人化のデメリットと呼べなくはないのですが、本会の活動を会員ばかりでなく社会にアピールしていくために必要なことと考えたいと思います。

また、事務所の設置が必要となったり、事務量の増加によるコストの増加が生じると思われますが、運営委員会といたしましては、「下水道文化振興基金」の積立を一時取りやめるなど、会員の方の負担が増えない形での対応策を検討していきたいと思えます。

NPO 法人格を取得したときのメリットと義務についてまとめてみると以下ようになります。

(メリット)

- ① 法人名義でさまざまな契約締結が可能になる。(銀行口座開設、事務所の借用、不動産登記など)
- ② 組織の基盤がしっかりすることで社会的信用が得られる。
- ③ 海外での活動、国際交流がしやすくなる。

(義務)

- ① 法人の運営や活動・会計についての情報公開
- ② 法に沿った法人運営が義務付けられる。(政治活動の制限など)
- ③ 納税の義務が生じる。(ただし東京との場合、法人住民税は免税扱い)
- ④ 解散したときの残余財産は、法で定められた法人または行政機関に帰属し、会員間での分配などはできない。

5. 法人格取得のための手続き

法人格を取得するまでの流れは、だいたい次のようになります。

- ① 定款の改正: NPO 法に則して、現在の会則を改正する必要があります。ただし、絶対的に必要な記載事項の多くは、現在の会則に準ずることが出来ます。
- ② 事務所の設置: 会の活動に関する情報を備えた事務所の設置が必要になります。
- ③ 総会の開催: 総会を開催し、法人格取得の承認を得る必要があります。また、法人格取得後は、年次総会の開催が必要になってきます。
- ④ 申請書類の作成: 総会の議決をもとに、定款、役員名簿、財産目録などの申請に必要な書類を作成します。
- ⑤ 申請書類の届け出: ④の申請書類を東京都へ届け出ます。
- ⑥ 法人の認証: 届け出た書類の一部は2ヶ月間縦覧されます。その後2ヶ月以内に認証・不認証の通知が来ます。(ただし、NPO 法が施行された1998年12月1日から6ヶ月以内に申請された申請については、施行後10ヶ月以内に認証されるかどうかが決まります。)
- ⑦ 法人認証後の届け出: 認証を受けた後、法人になるためには登記等の手続きが必要になります。

運営委員会として考えているスケジュールは、5月申請を目標にしていきたいと考えています。したがって、5月22日に総会を開催する所存で準備を進めています。

6. NPO 法人としての日本下水文化研究会

もちろん、法人格がなくても本会の活動はこれまでどおり進めていくことは不可能ではありません。法人格取得に伴う人的、経済的な負担も生じます。しかしながら、このようなコストは本会が発展していく可能性をもつために必要なコストであり、いま、法人格を得て会の基盤を確立することは、財政的にも会費以外の収入を得るチャンス拡大することになると思います。

これは、どういうことかといえますと、NPO 法の付帯決議として、NPO 法人への寄付に対する税の優遇について2年以内に検討し結論を得ることとなっています。もともと、公益的な活動を進める団体への寄付や支援に対する税制の優遇措置というのは、「公」に納めた税金の使い道を「公」に任せるのではなく、市民が税金の使い道について主体的に選択することにつながる制度です。この制度なくして NPO 法も完全なものとは言えないとも言われています。そして、この制度を生かせるようにしていくためにも、本会の活動が広く市民の方からの理解が得られるものとなっていかねばなりません。

21世紀へ向けて、社会的に認知された団体へと目指していきましょう。

(文責: 酒井彰)

なお、ご意見・ご質問につきましては、下記へお願いします。

問い合わせ先

谷口 尚弘 03-3241-6410・Fax 03-3241-6255

(日本下水道光ファイバー協会)

e-mail taniguchi@softa.or.jp

照井 仁 03-5200-0814(日本下水道協会)

『健全な環境は家庭から』が MWRA のニュースレターで紹介されました

酒井 彰

マサチューセッツ水資源局 (MWRA) の刊行している *A Healthy Environment Starts at Home* を翻訳した『健全な環境は家庭から』が、MWRA の職員向け広報に *MWRA Publications Go International* という記事で紹介されました。はじめに、下水道総研が1994年の the State of Boston Harbor を翻訳したこと、元 MWRA のマイク・コナー博士の目米交流のあとに、つきのよう紹介されています。少し長いのですがそのまま引用させていただきます。

The Japanese have now discovered a TRAC publication, and have translated that too. *The MWRA Guide to Safely Dealing With Household Hazardous Waste* is now available in Japanese, according to Gene Benson of TRAC, who lent Public Affairs his single copy (see illustration). This booklet was translated by Professor Akira Sakai, who teaches at an University in Kobe.

Professor Sakai received a copy of the MWRA's publication while visiting here to discuss watershed management in 1996. Returning home, he asked the MWRA for permission to translate the booklet, saying that "I believe the information described in this brochure is exactly what we Japanese need to protect the environment and our health. I would like to spread the information and extend interest in protecting the environment to consumers and the young generation."

A logo on the inside front page is faintly reminiscent of the backdrop to our own water drop logo. The text inside offers cautions and recommendations for safely dealing with paints, cleaning agents and automobile products. TRAC's Denise Breitenicher said that the booklet "shows that environmental concerns are universal and are not limited to big industry. We all have a

responsibility to exercise care with the products we use around our homes, in our yards, and in our garages."

Sewerage Division Director John Fitzgerald said, "I am especially pleased that the messages in our publications can be, valuable in any language. The fact that someone in another country can readily utilize our instruction and awareness shows the versatility of the practices that we recommend to residential users of the sewer system."

Closer to home, the MWRA's original booklets are available for distribution by calling Denise Breiteneicher of TRAC at 788-2328. Public Affairs also has in stock a Spanish/English publication entitled *Water & You: A Guide to Smart Water Use & Disposal in Greater Boston*, which is available by calling Public Affairs at 788-1170.

私ひとりで翻訳したような印象を持たれてしまった

山口の三名水

「日本下水道文化研究会」に入会してから初めて投稿する気になったのは、下水道担当部署に四年ぶりに戻り、下水道魂？が蘇ったからです。

私の郷土であり、現在住んでいる山口市は、一昨年NHK大河ドラマ「毛利元就」の舞台となりました。大内義隆を最後の殿様とする大内氏によって室町時代に開かれた町です。大内氏と山口に館を定めたのは、大内弘世が周防、長門の二国の守護となった正平15年(1360)頃といわれます。町を京都に模し、館を中心として新しい町造りをしました。これが、「西の京」といわれるゆえんです。

山口盆地は、2級河川樫野川が町の中心を貫流し、これに一の坂川が支流として流れこんでいます。一の坂川周辺は、瑠璃光寺五重の塔(国宝)など大内文化の遺薫が色濃く、町並はひっそりとしています。先ず、桜が川の兩岸に咲乱れる春、強く・弱く、ほのかな光を引く螢が乱舞する初夏、京都にちなんだ祇園祭りの盛夏、そして秋には、小さなお菓子屋さんや表具屋さん、そのまま町角美術館や博物館になる芸術的お祭りとなる「アートフル山口」、そして冬景色。

一の坂川の水質は、かつては家庭雑排水のたれながしにより、昭和60年以前は、BOD指標で20ppmと汚濁にまみれていましたが、公共下水道が完備し、最近では、1ppm前後と昔のせせらぎを取戻しています。しかしながら、部分的には、治水を最優先とした河川改修により河床は深く、しかも画一的な三面張りとなっており甚だ風情がありません。今、これを解消しようと河川再生事業が進められております。付近の商店街とタイアップし事業が完成すれば、街の活性化につながると期待されております。

こうした河川と深いつながりのある山口ですが、古来三名水といって有名な清水が三つあります。夏も終わろうとする9月に散歩がてら訪ねてみました。

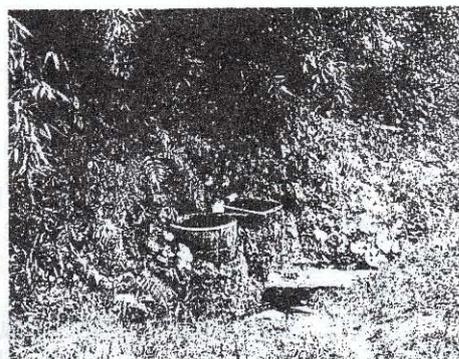
一つは、「柳の水」です。県庁の裏山奥に五鈴川ダムと

みたいですが、これも本会の英語名称がないゆえのこと、早く決めたいものです。初めの方で言っているlogoとは、中表紙のデザインのこと、似せようという意識はまったくありませんでした。本会のロゴの方も早く決めたいですね。

このなかでTRACというのは、Toxic Reduction and Control Departmentということで、有害物管理の一環で家庭からの発生源対策を行っていることがわかります。最後に書かれています、Public Affairs(広報)が出しているパンフレット*Water & You: A Guide to Smart Water Use & Disposal*のタイトルからは、水を使うこと、使った水を流すこと両方に賢くなければならぬことを訴えているようです。これも入手してみようと思います。

発生源対策といえば、月刊下水道4月号で「下水道が下水道でなくなる日」というショッキングなタイトルの特集が組まれるのですが、そのなかでこの小冊子を紹介しながら、家庭からの発生源対策について少し書く機会がありました。ご一読いただけたら幸いです。

いう小さなダムがあります。さらに、上流の間に数軒の住家がありますが、土地のお年寄りに尋ねると「あっちのほういねえ」と指さす。畑やたんぼの畔道づたいに行きつ、もどりつするうちに少し離れた山裾に清水をようやく見つけることができます。なんの変哲もない水槽に、山から引いた樋から清水が、チョロチョロと絶えず流れ込み、溢れでて下流の水路へ向かっています。何百年も前からこうした営みが続いているかと思うと自然の不変さに今更ながら感心してしまいます。それは口に含むと甘く感じます。最近でもお茶の水に使うために多くの人が汲みに来るようです。



柳の水↑

二つ目は、「おぼろの水」です。この清水は、山口市街地のど真中、中央町三丁目にあります。最近の町名変更以前は、清水町と言われたくらいです。今でも伏流水が盛んに湧きでてちょっとした小池となっており、付近を木々が取囲みうっそうとしています。1mくらいの水路を通して下流へ向かっています。ここは、旧国道9号線から30mくらいのところにありますが、一見、民家の庭の様相をしており、わかりにくくなっています。ちなみに、水路は、湯田温泉の方まで伸び、周辺は、下水道が完備しており、清い水が勢

